

大宮アルディージャサッカースクール 規約

第一条【名称等】

1. 名称は「大宮アルディージャサッカースクール」(以下、当スクール) と称し、エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ株式会社に事務局を置き、主催、監修、運営 を行う。

第二条【目的】

1. 当スクールは、大宮アルディージャ (以下、当クラブ) のコーチによる一貫指導により、サッカーの技術・戦術の向上及び普及に努めるとともに、スポーツへの正しい理解を深め、健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第三条【会場】

当スクールは、以下の各会場を主な活動場所とする。

1. ステラタウン校
(会場)大宮アルディージャ フットサルコート「オレンジコート ステラタウン」
(所在地)さいたま市北区宮原町 1 丁目 853-1 ステラタウン北棟屋上
2. 大宮校
(会場)さいたま市堀崎公園グラウンド (所在地)さいたま市見沼区堀崎町 12-1
3. ルミネ大宮校
(会場)ルミネ大宮屋上 (所在地)さいたま市大宮区錦町 630
4. 大宮西校
(会場)フットサルクラブ大宮西 (所在地)さいたま市西区宮前町 751-2
5. 岩槻校
(会場)岩槻フットサルコート (所在地)さいたま市岩槻区长宮 285
6. 上尾校
(会場)セスパ上尾店 (所在地)上尾市浅間台 1-21-4
7. 志木校
(会場)NTT 東日本志木総合グラウンド (所在地)志木市上宗岡 4-26-7
8. 川越校
(会場)川越フットサルリゾート (所在地)川越市中台南 2-10-1
9. 鴻巣校
(会場)鴻巣市上谷総合公園 (所在地)鴻巣市上谷 707
10. 北本校
(会場)BT フットサルコート (所在地)北本市北中丸 2-125-1
11. 深谷校
(会場)仙元山公園陸上競技場 (所在地)深谷市大字上野台 2568

第四条【構成】

1. 当スクールは、原則として園児（年中）から小学校 6 年生までで構成され、クラス編成に関しては各会場によるものとする。

第五条【活動期間及び活動日】

1. 当スクール活動期間は、原則として毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
2. 各クラスの活動日（年間実施回数）は、各年度での別紙年間スケジュールに定める日数とする。ただし、天候不良、暑さ指数（WBGT）の上昇、感染症の拡大等のやむを得ない事由が発生した場合は、定められた活動日、時間、場所を変更または中止できるものとし、その場合はスクール事務局より事前に通知することとする。なお、各スクール会場の施設都合により、グラウンドが利用できないことからやむを得ず休校とする場合があるが、それに対する振替対応は行わないこととする。
3. 上記事由により、スクール活動の実施が困難と判断した場合は中止とし、振替日は設けないこととする。（ステラタウン校、深谷校を除く）
4. ステラタウン校、深谷校については、以下の通り、雨天振替の制度を設ける。
 - (1)ステラタウン校：雨天等の中止があった場合、中止日から 2 ヶ月以内の同会場における別曜日のクラスに振替参加をすることができることとする。ただし、振替希望先のクラスが定員に達している場合は参加できないこととする。
 - (2)深谷校：雨天等の中止があった場合、中止日から 2 ヶ月以内の同会場における別曜日のクラスに振替参加をすることができることとする。ただし、振替希望先のクラスが定員に達している場合は参加できないこととする。なお、公共施設を利用しているため、グラウンドが利用できないことからやむを得ず休校とする場合があるが、それに対する振替対応は行わないこととする。
5. 中止の場合には、スクールコミュニケーションアプリ「Sgrum」にて通知し、会員各自で確認することとする。（メール・電話などによる個別連絡は原則行わない）

第六条【無料体験】

1. 当スクールへの入会を希望する場合、必ず希望するスクール会場のクラスでの無料体験に参加することとする。
2. 無料体験は、原則各人 1 回限りとする。
3. 無料体験を希望する場合、当クラブ公式サイト「スクール」ページの無料体験申込フォームより事前申請を行うものとする。
4. 無料体験中に負傷等をした場合、本規約第 17 条【負傷時の処置】を適用し、当スクールコーチにおける対応は応急処置を施すのみとする。

第七条【入会資格及び手続き】

1. 当スクールへの入会は、本規約に賛同した上で（入会希望者並びに保護者）、スポーツを行うに適した健康状態であり、スクール事務局が入会に適すると認めた者（以下、会員と称す）とする。
2. 同条第 1 項を満たし、入会を希望する者は、次の手続きをスクール事務局が定める期日までに行うこととする。

- (1)「正式入会申込み」(Web 登録)
 - (2)「スクールウェア申込み」(Web 登録)
 - (3)「クレジットカード決済」または、「口座振替」(Web 登録)
3. 会員は入会に伴い、別に定める入会金および当スクール指定のウェア代金を支払うこととする。
 4. 同条第 2・3 項を満たさない場合、スクール事務局は入会希望を取り消すことができることとする。

第八条【月額会費の支払い方法および返納】

1. 会員は別に定める月額会費について、当月分を当月に支払うこととし、一旦支払った会費は、原則として返納しない。
2. 月額会費の支払いは、以下のいずれかの方法とする。
 - (1) 当スクールが運用する「クレジットカード決済」により、原則として当月分を当月 25 日締めでクレジットカード会社に請求することとする。
 - (2) 当スクールが運用する「民間金融機関及び郵便局の口座振替集金代行システム」により、原則として当月分を当月の 26 日に引き落としとする。

第九条【指導内容・担当コーチ】

1. 当スクールは、前第四条【構成】の各会場のクラスごとに指導カリキュラムを定めるものとし、練習内容は指導カリキュラムに沿った内容とする。
2. 当スクールが定めるコーチが担当となるが、事情により変更となる場合がある。

第十条【保険】

1. 会員は、入会と共に、当スクール指定の傷害保険に加入することとし、その加入手続きはスクール事務局が行うものとする。
2. 活動中の傷害事故及び賠償責任を負う事故の補償は、上記保険の約款通りとする。

なお、スクール生及び保護者は、事故発生後速やかにコーチ及びスクール事務局に連絡を行い、保険申請の手続き、請求を行うこととする。当スクール活動中の盗難、傷害、その他事故等の被害に対する補償については、当クラブで加入している保険の約款通りとし、この適用外の事項については、損害賠償等の補償は一切行わないこととする。

なお、当スクール会員以外の盗難、傷害、その他事故等の被害に対する補償については保険の適用外となり、一切の補償は行わないこととする。

第十一条【スクール選抜】

1. スクール選抜活動を行う際は、その名称を「大宮アルディージャスクール選抜チーム」と称する。
2. 活動の参加にあたり、各担当コーチの推薦を受け、本人、保護者及び所属チームの代表者の同意を得ることを参加資格条件とする。
3. 活動中の傷害事故及び賠償責任を負う事故の補償は、前第十条【保険】の約款通りとする。

第十二条【休会】

1. 休会とは、原則として当スクール活動への参加を 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内の期間休む場合とし、休会期

間の月額会費は1,000円(税込)とする。

2. 休会を希望する会員は、休会を希望する月の前月末日までに、「休会申請フォーム」(Web登録)より休会申請を行い、スクール事務局の承認を得るものとする。申請期日以降の承認はしないものとし、返金も行わない。

第十三条【退会】

1. 退会を希望する会員は、退会を希望する月の前月末日まで(例:12月退会の場合は11月末日までに)に、「退会申請フォーム」(Web登録)より退会申請を行い、スクール事務局の承認を得るものとする。

※退会の申請月が最終参加月とし、翌月から参加は出来ないものとする。

申請期日以降の承認はしないものとし、返金も行わない。

第十四条【継続】

1. 会員は、年度を越えて継続を希望する場合にはスクール事務局が定めた更新手続きを行い、スクール事務局の承認を得るものとする。手続きの方法についてはスクール事務局の定めた方法で行うものとする。
2. 継続を希望しないものは、前第十三条【退会】の申請を行うものとする。

第十五条【会員のモラル】

1. 会員は以下の事項を厳守しなければならない。
 - (1) チームワークを守り、会員全員が明るく、楽しく、元気良く、安全に行動すること。
 - (2) スクールの目的に沿うよう努力すること。
 - (3) スクールの定める利用規則を遵守すること。

第十六条【除名】

1. 会員(親権者を含む)が、次の事項に該当する場合、その他当スクールが会員として不適格と判断した者は、除名することができるものとする。なお、除名となったスクール生が再入会を希望する場合、当スクールにて協議の上、可否を決定する。
 - (1) 本規約に違反した場合、又は違反したと判断したとき。
 - (2) 当スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき。

第十七条【負傷時の処置】

1. 会員が活動中に負傷した場合には、当スクールコーチが応急処置を施すものとする。ただし、その後の治療、治療方法、入院、通院等について、当スクールは一切責任を負わないものとする。

第十八条【事故の免責】

1. 会員の活動中および往復経路中の盗難、傷害、その他の事故等に対する補償は、当スクールで加入している前第十条【保険】の約款通りとし、約款に定めない盗難、傷害、その他事故等については、損害賠償等の補償は一切行わないこととする。

2. 当スクール会員以外の盗難、傷害、その他事故等については第十条【保険】の適用外となり、一切の補償は行わないこととする。

第十九条【休校・閉校】

1. 当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他スクールの存続を困難にする事由が生じたときは、休校もしくは閉校することができるものとする。

第二十条【個人情報の取扱い】

1. 会員の個人情報は、スクール事務局において安全かつ適正に管理し、個人情報を保護することとする。また、会員の個人情報は、当クラブ及び当クラブパートナー等において、会員に有益と判断される情報やサービス等を案内する際に使用できることとする。なお、正当な利用目的において、業務委託先に保護措置を講じた上で必要な範囲内で会員個人の情報を提供する場合がある。個人情報に関するお問合せは、スクール事務局にて受付けることとする。

第二十一条【会員の肖像】

1. 会員は、スクール事務局が行うスクール活動（各イベント、スクール選抜チーム活動を含む）中の写真撮影等を承諾するものとする。なお、撮影された写真等についての肖像等については、スクール事務局が広報宣伝を目的として使用することについて、会員は何ら権利を有しないものとする。また、スクール事務局が委託する業者が撮影した写真を会員に対して販売する場合、スクール事務局は、会員の肖像等を無償で使用できることとする。ただし、やむを得ない理由がある場合、担当コーチおよびスクール事務局へ申し出るものとする。

第二十二条【付則】

1. 当スクールは、必要に応じ随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとする。
なお、本規約の変更について当スクールより変更内容通知後または、新会員規約を送付後に当スクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなす。

第二十三条【施行】

本規約は、令和5年2月1日より施行する。

第二十四条【改定】

令和5年1月31日改定

令和4年4月15日改定

令和4年1月25日改定

令和3年4月1日改定

令和3年1月8日改定

令和2年1月6日改定